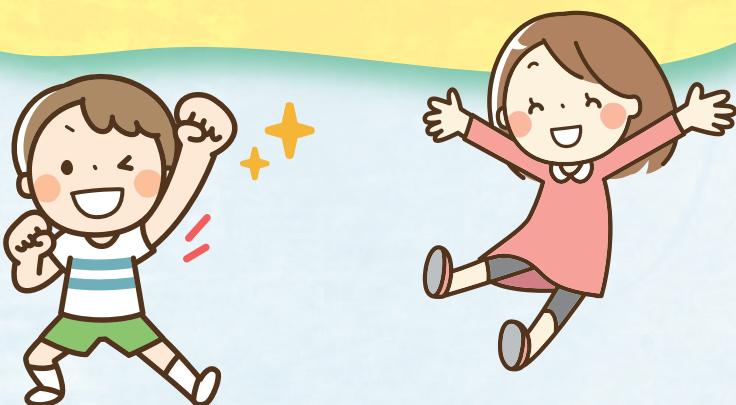




こどもたちの 未来に向けて



彩の国  埼玉県

埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」



見えにくい子供の貧困	2
貧困が子供たちへ与える影響	4
健康に与える影響	5
学力や進学、生きる意欲に与える影響	6
埼玉県の子どもの生活に関する調査から見えた、 子供の暮らしの「格差」	8
コロナ禍が与えた影響	9
こども基本法について	10
児童の権利に関する条約について	11
目指すべき社会は	12
複合的な課題を抱える子供	13
学校でも家庭でもない子供の居場所づくり	14
子供の居場所づくりにおいて大切にしたい視点	15
子供の居場所は、県内500カ所を超えてます	16
企業による支援内容の一例を紹介	18
地域ネットワークが担う役割	19
埼玉県も応援しています	20

あなたの周りの子供たち、笑っていますか？

子供は「生まれてくる環境」を選べません。

「育つ環境」を自分で変えることもできません。

自ら「助けて」と声を上げることも難しい存在です。

大人たちの気づく力が、地域社会のアクションが、

子供を取り巻く困難な状況を変える、

最初の一歩となります。

最近引っ越してきた妊婦さん。

「おめでとうございます」

と声をかけて以来、見かけないけど、

困っていないかしら…。

小さな妹と弟を連れて、
夜の公園にいつもいる三兄弟。
晩ごはん、食べているのかな？
子ども食堂に誘ってみようかしら…。

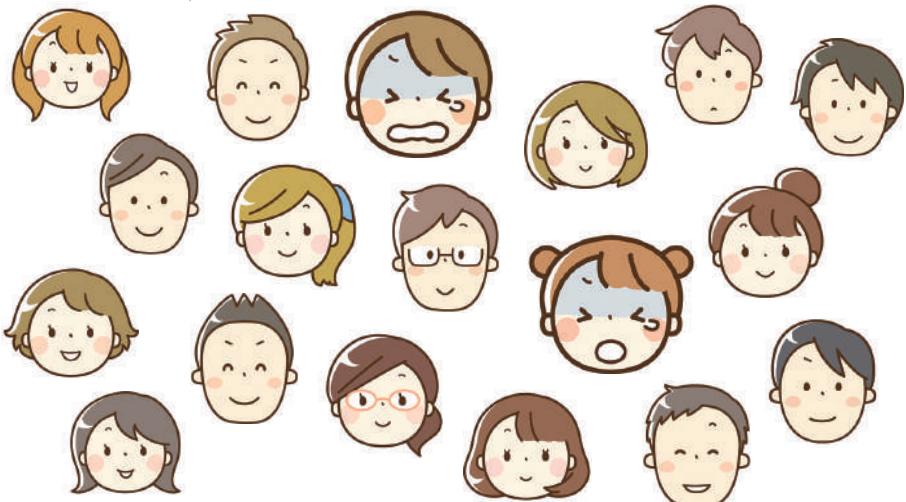
通学班で見かけなくなった5年生。

元気かなあ、閉じこもっていないかなあ。

公民館の学習支援のこと、

プレーパークのこと、

知っているかなあ…。





日本では、9人に1人の子供が貧困状態にあるといわれています。貧困というと飢えてやせ細ったような状態を想像しがちですが、これは「絶対的貧困」といわれるもので、日本では少数です。

日本における子供の貧困は、その多くが一見しただけではわからない「相対的貧困」と呼ばれるものです。

相対的貧困は、絶対的貧困と比べて外見からはわかりにくく、子供自身が「助けて」と声を上げることも難しいため、「見えにくい貧困」といわれます。

そのため、支援が遅れ、苦しい生活の中で、子供たちが未来への希望や夢、自己肯定感などを失っていくことが心配されます。

子供の貧困問題を理解するためには、この「見えにくい貧困」の中で育つ子供たちの問題を理解することが最初の一歩です。

相対的貧困とは

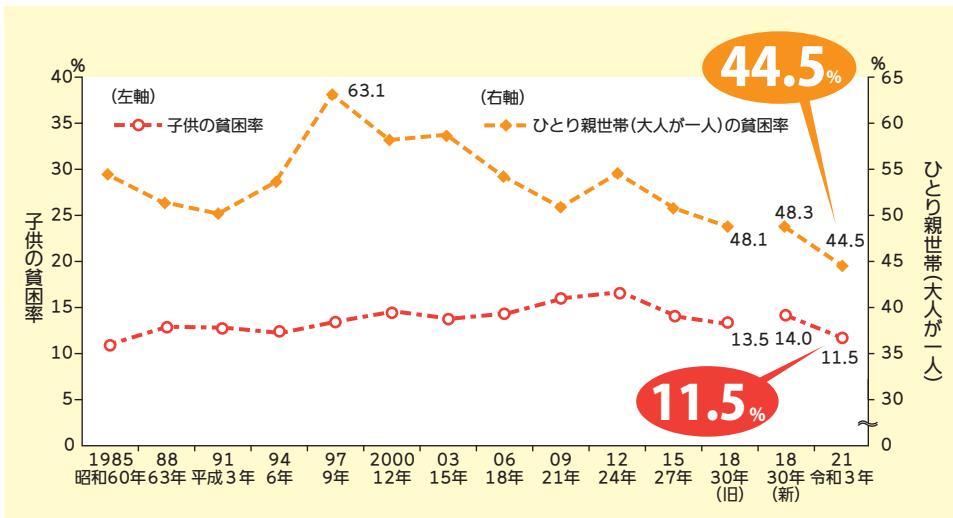
相対的貧困とは、社会や国の平均的な生活水準に比べて、はるかに低い生活水準にある状況を指し、社会の一員として十分な生活を送るための資源が満足に得られない状態を指します。

現代の子供にとって、普通の生活や学習環境、友だちとの交流や体験が与えられない状態です。

苦しいひとり親家庭

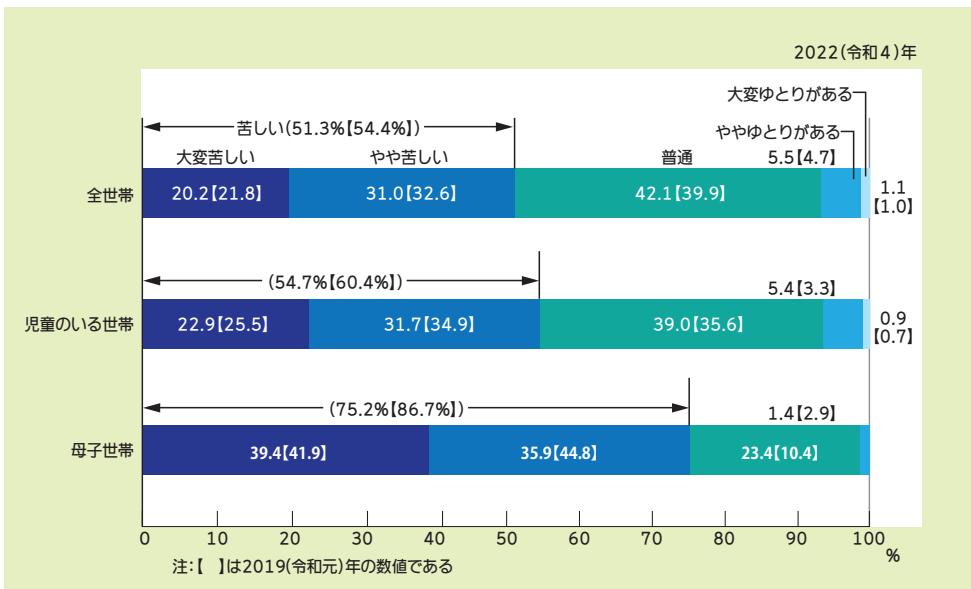
ひとり親家庭の平均所得は、夫婦で子供を育てる世帯785万円よりも少なく、なかでも母子家庭の所得は328万円と半分以下です。生活の苦しさを感じる割合も約20%も高くなっています。

■貧困の状況 ~9人に1人という高い子供の貧困率~



厚生労働省「令和4年度国民生活基礎調査の概況」から作成

■母子世帯の75.2%が生活の苦しさを感じています



厚生労働省「令和4年度国民生活基礎調査の概況」から作成



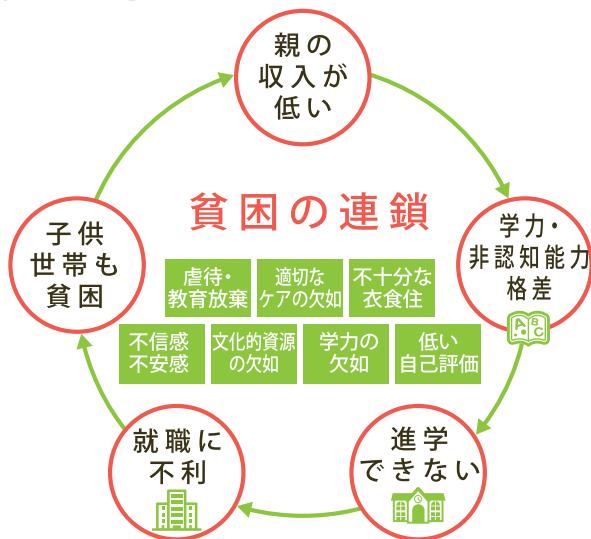
貧困が子供たちへ与える影響

相対的貧困と言われる経済困窮が続くと、子供の生活や成長にさまざまな問題を引き起こします。

病気にかかっても病院にいけなかったり、学校生活や部活を友だちと同じように楽しめなかったり、進学や就職で選択肢が狭められたり…。多くの子供たちが当たり前のように与えられる家庭環境や教育・体験の機会が欠けた状態で育てられることで、人間形成に影響を与え、将来の可能性を狭め、将来に影を落とし、次の世代へも、それが受け継がれる「貧困の連鎖」と言われる状態を生み出します。

子供たちの可能性が狭められることは、子供自身にとっても、社会にとっても、大きな損失です。

■子供の貧困は「貧困の連鎖」を生み出します



誰にでも起こりうる、ひとごとではない貧困リスク

「貧困のリスクは、どの家庭にもあります」と、子供の貧困問題に取り組む人たちちは口をそろえて言います。

家族の事故や病気、自然災害、不況による職場のリストラや倒産、過労や人間関係による心の病気、別居や離婚、死別などによるひとり親での子育て……など。

こうした出来事がきっかけで、経済的に苦しくなり、暮らしの歯車がずれ、元に戻せず、困窮状態へと陥ってしまうのが、現代の貧困です。

当たり前に感じる普通の暮らしは、実はとても脆弱です。日頃からの支え合える関係や活動が、こうしたリスクから暮らしを守るライフラインとなります。



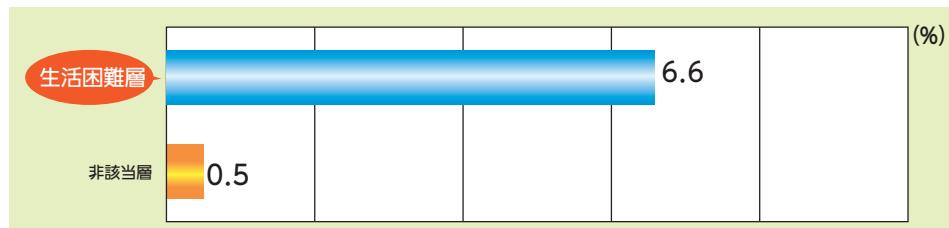
健康に与える影響

埼玉県は平成30年度に、0歳、5歳、小学2年生、小学5年生、中学2年生がいる世帯のうち、約2万2千人世帯を対象として「子どもの生活に関する調査」を行いました。この調査では、対象世帯のうち、生活困難層*の約3割が、子供の受診の必要性を感じながらも医療機関に連れて行かなかった経験があると答えており、そのうち経済的な要因により医療機関に連れて行かなかった方の割合も、非該当層と比べて高くなっています。

また、生活困難層の子供は非該当層の子供に比べて、朝食をほとんど食べない、または食べない方が多いと答えた割合が高くなっています。

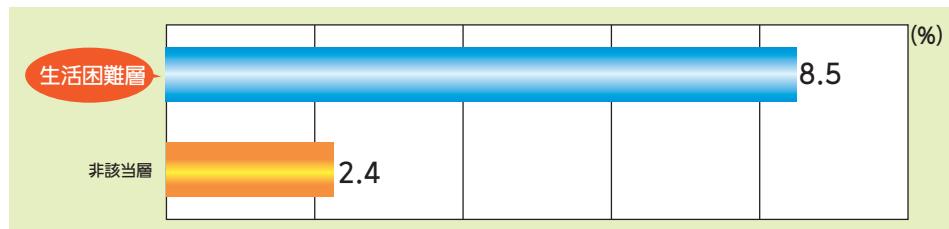
このように、経済的な問題とともに余裕のない親の生活状態が、子供たちの健康に影響を与えていることがわかります。

■経済的な要因により子供を医療機関に連れて行かなかった経験がある



埼玉県「子どもの生活に関する調査」から作成

■朝食欠食率



埼玉県「子どもの生活に関する調査」から作成

*生活困難層…OECDの定義による、生活困難層（例えば、二人世帯の可処分所得 260万円未満）に加えて、過去1年間でライフラインが止まった経験があるなどの世帯



学力や進学、生きる意欲に与える影響

家庭の所得の格差が教育の格差につながることは、現在では一般的に知られています。

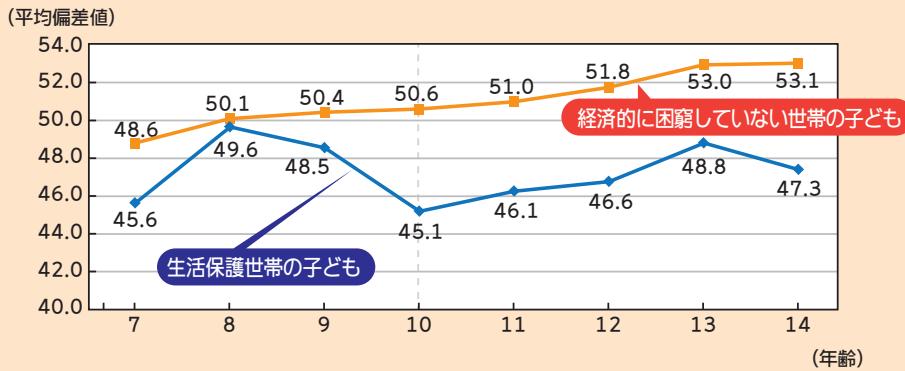
最近の分析結果によれば、貧困による学力格差は、小学4年生ごろを境に現れています。学習の困難や遅れは、机や文房具の不足など不十分な学習環境、勉強を見てくれる家族の不在、参考書や塾などの費用が捻出できないなど、経済的な困窮が背景にあります。こうした問題は、不登校や引きこもりの要因となるだけでなく、子供の意欲を低下させます。

進学においても、経済的に困難な家庭の子供たちは、就職のために高校進学を諦めることもあります。現代の日本では、中学校卒業と高校卒業の間には、職業選択や就職先に大きな差があります。学習支援に取り組む人たちは、学歴による貧困の連鎖を防ぐために、高校進学と卒業に注力しています。

大学や専門学校への進学率には、依然として家庭の所得の格差が大きな影響を与えています。奨学金を活用して大学進学を目指す家庭も増えていますが、生活が苦しい家庭の子供たちの中には、在学中からアルバイトをかけ持ちしたり、卒業後の返済に苦労する者も少なくありません。

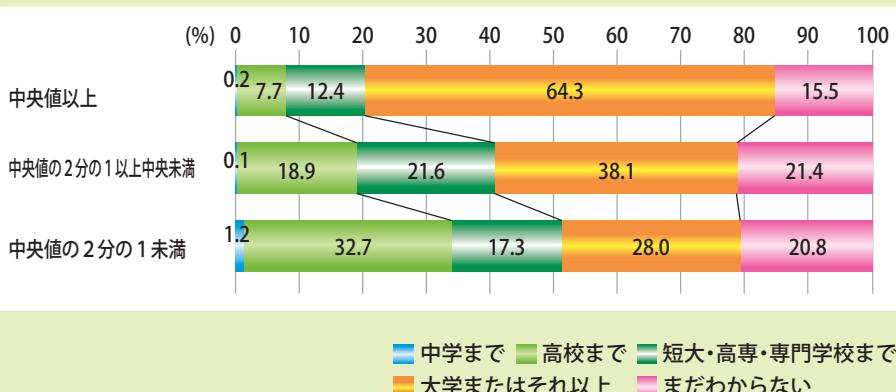


■家庭の経済状況と子どもの偏差値 ~10歳(小4)で学力(国語)に大きな差~



日本財団「家庭の経済格差と子どもの認知・非認知能力格差の関係分析(平成30年1月)」から作成

■等価世帯収入の水準別、進学したいと思う教育段階



内閣府「令和3年子供の生活状況調査の分析 報告書」から作成



埼玉県の子どもの生活に関する調査から見えた、子供の暮らしの「格差」

埼玉県が平成30年に実施した「子どもの生活に関する調査」では、子供の暮らしの格差が明確に現れました。

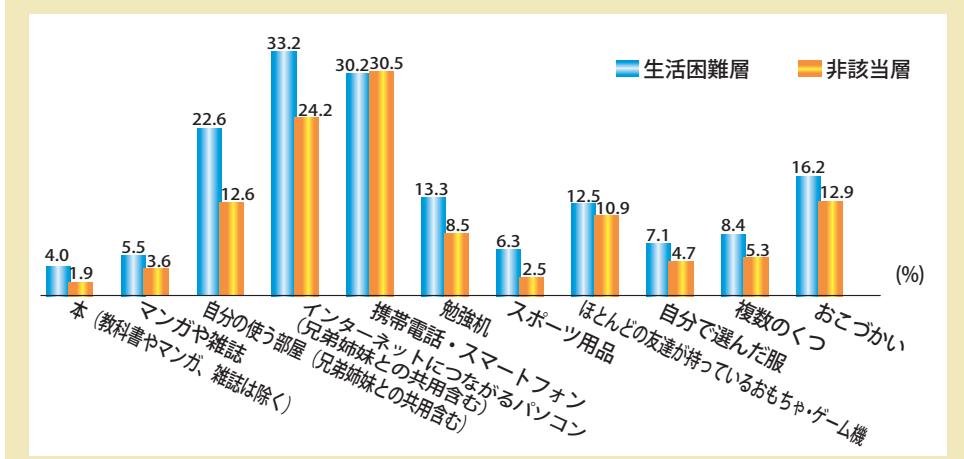
そのうち、子供たちの所有物について尋ねた結果、「自分の使う部屋」や「勉強机」「スポーツ用品」などについて、家庭の経済状況で差が出る結果となりました。

また、学校から帰宅した後の過ごし方を小学5年生、中学2年生に聞いたところ、生活困難層が習い事や学習塾について「まったくない」と答えた割合が高くなっています。

さらに、「頑張ればよいことがあるか」という問い合わせに対して、「そう思わない」と回答した割合は、調査対象の全ての学年で、生活困難層にある子供が多いという結果になりました。

生活困難層の子供たちは、同世代の友人が当たり前に与えられているものを持てず、その結果、「自己肯定感」が低く、勉強やスポーツの面でも頑張ろうという意欲が低いことがうかがえます。

■友だちは持っているが、「欲しいけど、持っていない」もの



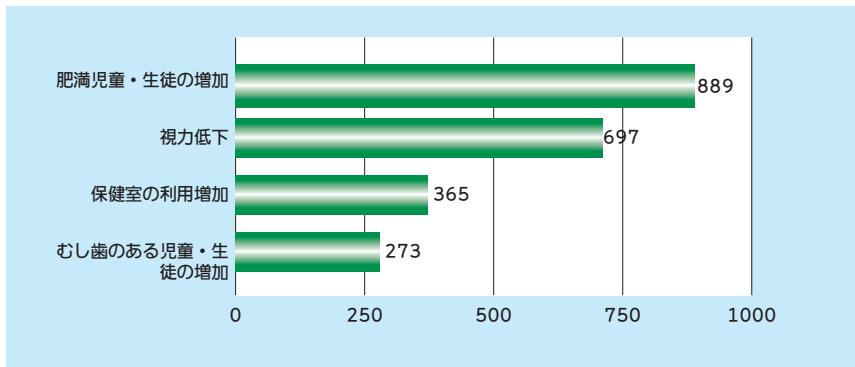
埼玉県「子どもの生活に関する調査」から作成



コロナ禍が与えた影響

全国保険医団体連合会が令和2年度に行った調査では、新型コロナウイルスによる影響について、40.3%の学校が「あった」と回答しています。

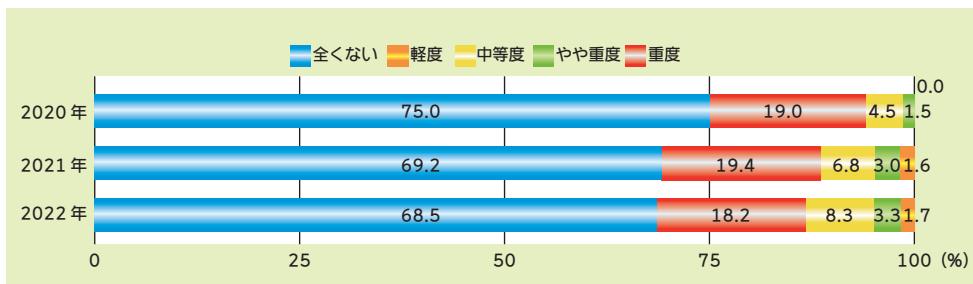
■新型コロナ影響事例（上位1位～4位）



全国保険医団体連合会「2020年学校検診後治療調査」から作成

また、国立成育医療研究センターが行った調査によると、病院への受診が望ましいとされる中等度以上の抑うつ傾向を示す子供の割合は、2022年は13%と、調査を開始した2020年から改善の傾向は見られません。

■抑うつ傾向（2020～2022年）



国立成育医療研究センター「新型コロナウイルス感染症流行による親子の生活と健康への影響に関する実態調査報告書」から作成

コロナ禍での環境の変化により、子供の心身に影響が出ています。コロナ禍が明けたからといって簡単に元に戻るわけではありません。



こども基本法について

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約（次ページ参照）の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

こども施策の6つの基本理念

- ① すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- ② すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- ③ 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- ④ すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- ⑤ 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。





児童の権利に関する条約について

この条約は、子供の基本的人権を国際的に保障するために定められており、現在では、日本を含めた世界196の国・地域が締約している世界的な条約です。

子供(18歳未満の人)が大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子供ならではの権利も定めています。

児童の権利に関する条約の4つの原則

①生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

②子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

③子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

④差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

「子どもの権利条約」（日本ユニセフ協会ホームページ）はこちら

URL : https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html





目指すべき社会は

子供は、「社会の大切な宝」であり、次世代の担い手です。

子供が未来に希望を持てる社会であるためには、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されず、同じスタートラインに立てるようになることが重要です。

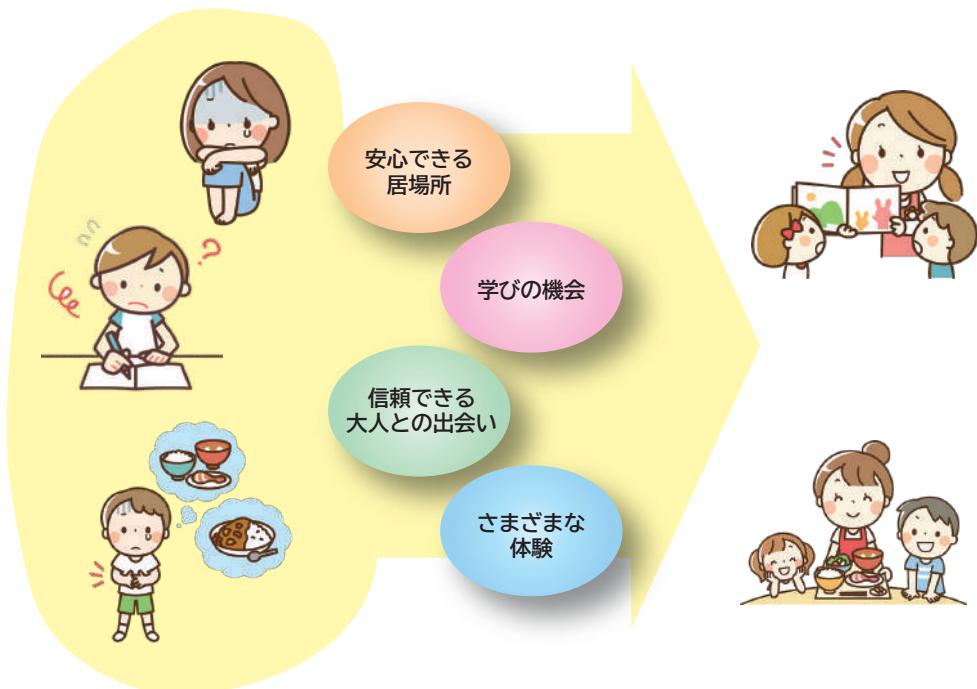
そのためには、困難な状況に置かれた子供たちが、自己肯定感や生きる力を育むことができる場所や機会が必要です。

子供は「生まれてくる環境」を選べません。

「育つ環境」を自分で変えることもできません。

大切なのは、地域の多様な主体が連携・協力して、「地域全体で子供を育てる」ことです。

子供たちが、安心して笑顔で毎日を過ごせるように守ってあげるのは、私たち大人の責任です。





複合的な課題を抱える子供

児童虐待

子供の虐待は、どの家庭でも起こり得る問題です。

子育て中の不安や孤立感など、さまざまな要因が重なることが虐待の引き金となります。虐待は子供の心に大きな傷を残し、情緒や行動に影響を与え、人間関係を結ぶことを難しくしたり、大人になって子育てするときにも、辛い体験として引き継がれことがあります。

■児童虐待の分類

- ①身体的虐待
- ②性的虐待
- ③ネグレクト
- ④心理的虐待



外国にルーツを持つ子供

日本で働く外国人の増加に伴い、外国にルーツを持つ子供の数も年々増えています。日本語がわからず孤立してしまい不登校になったり、日本語が話せる場合でも、見た目の違いから差別を受けたり、居場所が見つけられない子供もいます。

外国籍の保護者の中には、言語の問題から就労状況が安定せず生活に困窮しているケースや、長時間労働により子供の学校などへの関心が向かないケースもあり、抜け目がない支援ネットワークの整備が急がれます。

ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話を日常的に行っている子供のことで、その負担の重さから学業などに影響が出てしまうことがあります。

「ヤングケアラーニー支援が必要な子供」ではありませんが、ケアの問題だけでなく、貧困や家庭環境の問題を抱えている場合もあり、関係機関などと連携した支援体制の構築が求められています。

<参考>『埼玉県におけるヤングケアラー支援スタートブックについて』HP▶





学校でも家庭でもない子供の居場所づくり

子供の居場所が必要とされる背景

地域コミュニティの希薄化や子育て・子育ち環境の変化などにより、子供が地域のつながりの中で育つ場の創出が求められています。

また、孤独・孤立やいじめ、児童虐待など子供を取り巻く課題は複雑かつ複合化しており、誰も取り残さず抜け落ちることのない支援、多様な価値観に対応した居場所が必要とされています。

子供の居場所づくりに期待されること

令和5年3月にこども家庭庁設立準備室がまとめた「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書」には、子供の居場所づくりにおける理念を「心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こども・若者の権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができることを目指す。」と記されています。

居場所を通じて信頼できる大人と出会い、ありのままの自分でいられることで、自己肯定感や自己有用感を高め、子供の健やかな成長の一助となることが期待されています。

子供の居場所の多様な役割

- 栄養状態の改善・食育
- 孤食の解消
- 学力格差解消
- 大人への信頼を得る
- さまざまな体験機会
- ロールモデルとの出会い
- 子供や家庭に寄り添うアウトリーチ支援
- 生活習慣を身に付ける
- 親の孤立の解消
- シニアの生きがいづくり
- 「気づき」の拠点
- 地域の交流拠点
- 地域コミュニティの再生拠点
- 自己肯定感の向上

こども応援ネットワーク埼玉ホームページより





子供の居場所づくりにおいて大切にしたい視点

「子どもの居場所づくりに関する調査研究報告書」では、「居場所づくりにおいて重要なことは、子供の主体性を尊重することであり、その場を居場所と感じるかどうかなどは、本人が決めることである。」という観点から、子供の居場所づくりにおいて大切にしたい視点について、こども・若者の声(視点)を軸に「居たい・行きたい・やってみたい」の3つの視点で整理をしています。



居たい

- | | |
|--------------------------|-----------------------------|
| ■ 居ることの意味を問われないこと | ■ 居たいだけ居られること |
| ■ 信頼できる人、味方になってくれる人がいること | ■ 助けてほしいときに、助けてくれる人がいること |
| ■ 過ごし方を選べること | ■ 誰かとコミュニケーションできること |
| ■ ありのまま、素のままでいられること | ■ 話を聴いてくれること |
| ■ 誰かとつながれること | ■ 別の目的をもった人がいても、同じ空間にいられること |
| ■ 気の合う人がいること | ■ 一人で居ても気にならないこと |
| ■ 安心・安全な場であること | |
| ■ くつろげる環境が整っていること | |

行きたい

- | | |
|----------------------|------------------------------|
| ■ 自分を受け入れてくれる誰かがいること | (必要に応じて、こども・若者へアウトリーチで関わること) |
| ■ 身近にあること | |
| ■ 気軽に行ける、一人でも行けること | ■ 自分と同じ境遇や立場の人がいること |
| ■ お金がかからずに行けること | ■ いつでも行けること |
| ■ 誰でも行けること | (こども・若者自身が居場所に行く時間を選べること) |
| ■ 行くきっかけがあること | |

やってみたい

- | | |
|--|----------------------|
| ■ いろんな人と会えること | ■ いろんな機会があること |
| ■ 好きなこと、やりたいことができる | (興味や希望に沿ったイベントがあること) |
| ■ 自分の意見を言える、聞いてもらえること
(自分の意見が反映されること) | ■ 未来や進路を考えるきっかけがあること |
| ■ 一緒に学ぶ人、学びをサポートしてくれる人がいること | ■ あこがれを抱ける人がいること |
| | ■ 新しいことを学べること |
| | ■ 自分の役割があること |

こども家庭庁設立準備室「子どもの居場所づくりに関する調査研究報告書」から作成

大人や社会が子供の居場所づくりをする際には、安心して過ごせる場であることはもちろん、「居たい・行きたい・やってみたい」の3つの視点を大切に、それぞれのニーズに対応する多様な居場所が広がっていくことが期待されています。



子供の居場所は、 県内500カ所を超えています

心もお腹も満たす 子ども食堂

地域住民が主体的に運営し、子供が一人で安心して利用できる無料または低額の子ども食堂は、お腹を満たすだけでなく心も満たす子供の居場所として県内で増え続けています。

経済的に苦しいだけでなく、夜一人で寂しく食事をしている子供や、保護者が忙しくて食事を作れない家庭、一人暮らしの高齢者など、地域の人たちが一緒に食卓を囲み、団らんしながら、つながりながら、地域ぐるみで子供を育んでいます。



学びで未来の可能性を広げる 学習支援

学習支援は、単に勉強を教えるだけでなく、ときには家庭訪問なども行い保護者や家庭も支えつつ、安心して勉強できる居場所を提供しています。各地の教育委員会を中心にNPOや民間団体、塾などが協力して県内に広がってきましたが、最近では、子ども食堂などでも、小学生からの学習のつまづきに対応しようと、遅れが気になる子供たちに学習支援を活動に取り入れる動きもあります。



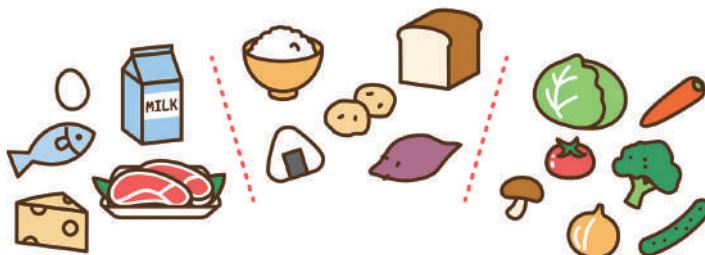
遊びで育つ生きる力 プレーパーク

子供は遊ぶことで自ら育つという考え方のもと、すべての子供が自由に遊ぶことを大切にされる屋外の遊び場、子供の居場所としてのプレーパークが各地に広がりつつあります。遊びを通して子供の興味関心を引き出すプレーワーカーとともに地域住民と行政が協働しながら、県内の公園や豊かな自然を生かしたプレーパークの場づくりが広がっています。

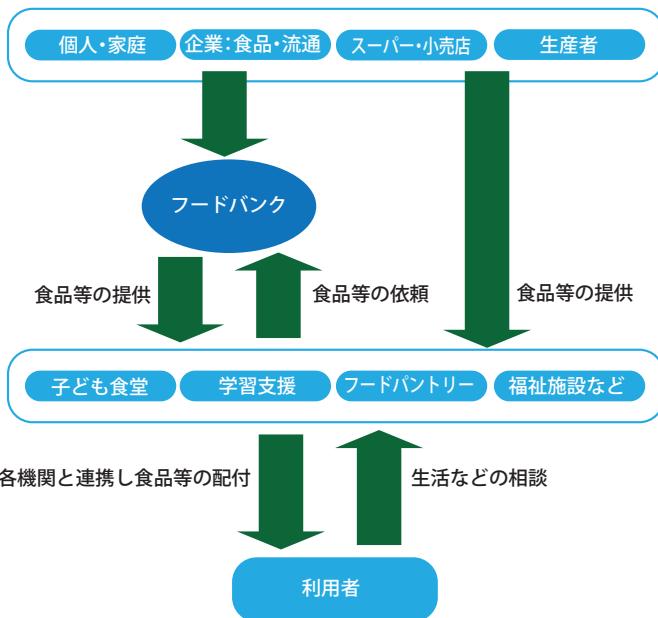


広がる食の提供を通じた地域のセーフティ・ネット フードバンクトリー

ひとり親家庭や生活困窮など、さまざまな理由で日々の食品や日用品の入手が困難な家庭に対して、フードバンクや企業・団体などから食品などの提供を受け、身近な地域で無料で配付する活動です。配付の際に、子供や保護者から困りごとを聞き取り、必要に応じて行政や関係機関などにつなげる役割も果たしており、地域のセーフティ・ネットとして県内で急速に広がっています。



■支援の流れ





企業による支援内容の一例を紹介

■ 食材の支援

◆日本ケンタッキー・フライド・チキン（株）

店舗で余剰となったチキンを冷凍し、定期的に子ども食堂へ提供しています。

◆JA グループ

定期的に農作物を子ども食堂やフードパントリーへ提供しています。

また、「農業」「食」への関心を持ってもらうために、作付けや収穫などの体験活動も実施しています。

◆コープみらい

毎月、県内の宅配センターにて子ども食堂やフードパントリーなどにお米を提供しています。

■ 場所の支援

◆アルファクラブ武蔵野（株）

仏滅や友引など催事が避けられる日を活用し、セレモニー会場を子ども食堂やフードパントリーの会場として提供しています。

◆埼玉トヨペットホールディングス（株）

自社の店舗を会場に、地域のフードパントリーと連携してフードパントリーを実施しています。

■ 輸送の支援

◆(株) 首都圏物流

八潮市にあるフードバンクから、埼玉フードパントリーネットワークの中間拠点までの食料の輸送支援を実施しています。

◆青翔運輸（株）

臨時に大口の寄付があった際などに、子ども食堂やフードパントリーへの輸送支援を実施しています。



地域ネットワークが担う役割

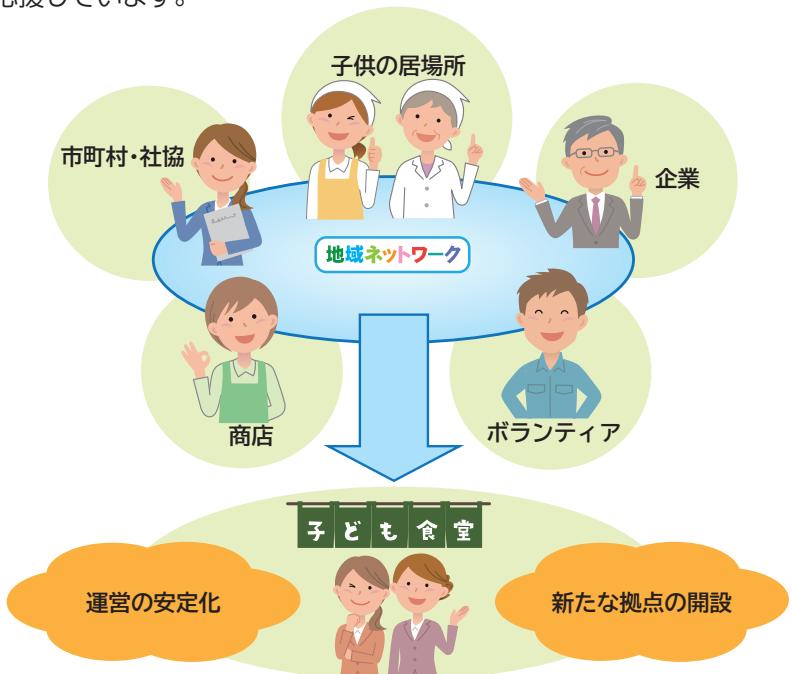
子供の居場所にとって、安定した活動に必要な資源（人、物資、資金など）を一団体で確保することは非常に困難です。

そのような中、近年は団体間の相互扶助や、スケールメリットを生かした横のつながりを求めて、地域でのネットワーク化が進んでいます。

ネットワークを作り、そこに行政や社会福祉協議会、企業などの支援者を巻き込むことで、ボランティアや助成金などの情報を共有したり、大口の寄付をネットワークで受け取って団体同士でシェアしたりと、子供の居場所の安定的な活動を地域で支えることが可能になります。

埼玉県も、地域ネットワークの重要性に着目し、令和5年度はネットワークの立ち上げ、機能強化を支援する補助事業を実施しています。

地域内で課題が解決でき、地産地消の支援が行われ、子供の居場所の運営の安定化や、新たな拠点の開設を後押ししてくれる、そのような地域ネットワークづくりを県は応援しています。



地域ネットワークへの補助事業の詳細についてはこちら
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/library-info/ibasyonet.html>





埼玉県も応援しています

こども応援ネットワーク埼玉

貧困の連鎖の解消に向け、社会貢献活動などを行う団体・企業や個人のネットワークです。

会員の皆さんの得意な分野を活かし、自分たちでできることを自分たちで考えて実行することで、すべての子供たちがチャンスと希望を持って、素敵な大人になれるような社会を目指しています。



どなたでも会員になれます

埼玉県内で社会貢献活動を1つ以上実施する団体、個人ならどなたでも無料で会員になれます。

登録はホームページから行うことができます。



会員の皆さまを応援します

①マッチング

支援をしたいと考える企業や個人と支援を受けたいと考える団体とのマッチングをします。



②情報発信

会員の社会貢献活動などをFacebookから発信します。



★Facebook (<https://www.facebook.com/kodomooouen.saitama/>)



③有益な情報をお届け

セミナーやイベントの案内など、会員にとって有益な情報をメール・LINEでお届けします。 ★LINE (ID : @376fsmug)



子供の居場所づくりや地域福祉活動などへの各種助成

●こども食堂・未来応援基金

子供の貧困の解決を図るため、子ども食堂や無料学習塾、プレーパークなどの子供の居場所や、ヤングケアラーなど困難を抱える子供を支援する活動に助成。

●浦和競馬こども基金

経済的な事情や虐待、障害や病気などによるさまざまな困難を抱えながら頑張る子供たちの「生きる力」をはぐくむ活動に助成。

●ひまわり基金

県内の地域福祉活動を積極的に推進する団体などが行う創意工夫のある活動に助成。

●ふれあいの詩基金

障害者の社会参加を進めるボランティア活動などの振興を図るため、地域で活動するボランティアグループやNPO、学校のPTAや親の会に助成。

助成金の申請・相談はこちらで受付中！

埼玉県社会福祉協議会

検索

子どもの居場所づくりアドバイザー

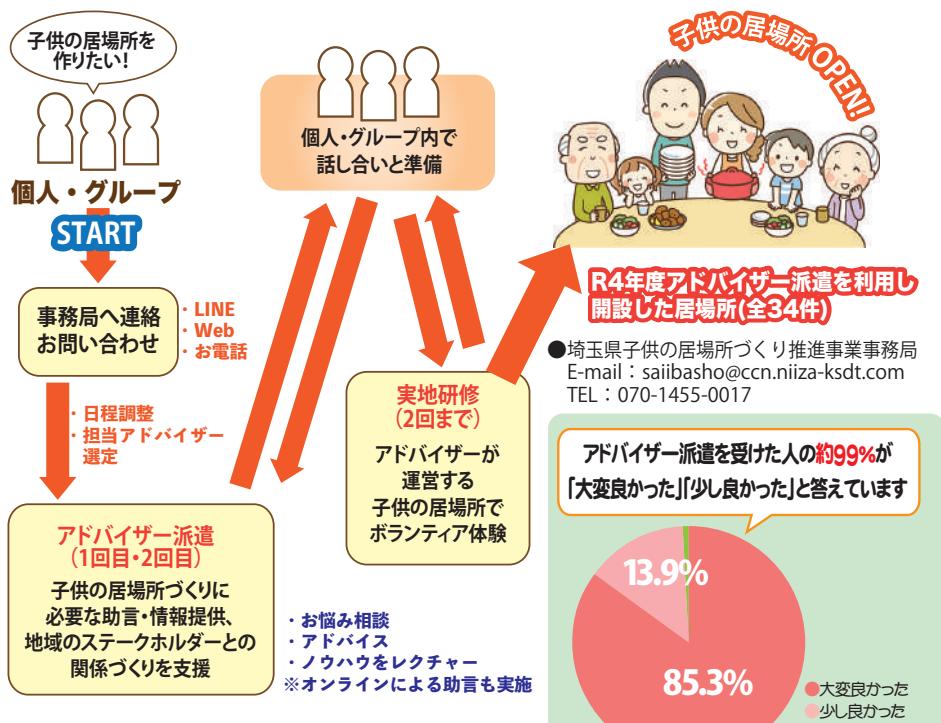
子ども食堂などの子供の居場所づくりに取り組みたいと考えていても、どのように活動資金や食材を集めたらよいか分からず、行動することをためらってしまう方も多いいるのではないでしょうか。

埼玉県では、子供の居場所づくりの実践者や、食品衛生・栄養・広報・福祉制度・法律・資金などに関する専門家をアドバイザーに任命し、子供の居場所づくりに取り組みたい方のもとに派遣しています。

立ち上げ期のお悩み解決の手助けをしています。



■アドバイザー派遣の流れ～子供の居場所ができるまで



<感想の一部>

- 実際に運営されている方からアドバイスや助言、実地を見ていただけるというのは、大変ありがたい。今後も学び続けたい。
- これでいいのか?と小さなことでも悩んでしまう立ち上げ期に、背中を押してもらえた。
- フードパンティーの仕組みを理解することができた。

こどもたちの未来に向けて

●発行者・問合せ●

埼玉県福祉部少子政策課 ひとり親・子供の未来応援担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL 048-830-3348/FAX 048-830-4784 Email kodomouuen@pref.saitama.lg.jp

●発行日●

令和5年10月
